

高松市監査委員告示第 3 2 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和6年10月31日

高松市監査委員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	長期受給者に対する自立支援施策の検討について	P194	健康福祉局	生活福祉課	R6.9.30
2	意見	健康向上や保持のためのプログラム策定について	P195			
3	意見	自立支援プログラムの策定と実施体制の構築について	P195			
4	意見	世帯人数の減少理由が恒久的であるかの判断基準を設け、検討を行うことのルール化について	P208			
5	意見	敷金返金の検討と検討記録の保存について	P210			
6	意見	家賃水準の合理性の検討と検討記録の保存について	P210			
7	意見	生活習慣の改善に向けた自立支援策の構築について	P215			

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ1 高松市の安全な街づくり

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
8	意見	地域とともに犯罪の発生状況の分析や市の対応を検討することについて	P26	市民局	くらし安全安心課	R6.9.25

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	長期受給者に対する自立支援施策の検討について	
意 見 の 内 容	少ない件数にもかかわらず、就労に関する意識がきわめて低いケースが複数みられる。様々な要因によってこうした状況が形成されてきたと考えられ、解決は容易でないが、高松型自立支援施策の一環として、まずは何らかの社会参加を自立の第一歩として捉えるなどの施策の実施を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P194	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、平成24年度から社会参加意識の醸成等を図るため、就労体験的ボランティア支援プログラムを実施しており、27年度からは、同プログラムを制度改正した就労準備支援事業を実施するなど、生活保護受給者の自立支援に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	健康向上や保持のためのプログラム策定について	
意 見 の 内 容	(略) 病状悪化には、生活保護受給に対する心理的なストレスなども影響しているものと考えられ、被保護者の意思を無視できないとしても、特に病状の改善が求められる者などを対象に、検診命令を柔軟に活用するとともに、保健師などを活用した健康指導を定期的に行うことによって、積極的に生活習慣病の悪化を防ぐ取り組みを行うことは、高松市独自でも実施が可能であり、高松型の自立支援の一環として考慮する必要がある。 一方、就労しないためには傷病を抱えることが必要という現行制度は、様々なジレンマなどによって就労できない、就労したくない者を、生活習慣病の罹病、病状悪化という悪循環に追い込んでいく側面がある。これについても、高松型の自立支援として、健康向上や保持のためのプログラム策定も含め、就労のみを自立支援として捉えることなく、社会参加から始める自立支援に取り組むことが望まれる。生活保護は、セーフティネットではあるが、それ自体が生活の手段となることを予定した制度ではない。自立に向けた施策が本来の制度の趣旨である。社会参加を基本に据えたボランティア参加などのプログラムについても、制度や支援体制を整備して積極的に推進していくなど、被保護者に対して心のこもった施策実施が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 195	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、病状の改善が求められる者などに対し、病状を確認するための検診命令時に受検先を定めるとともに、必要に応じて定期的な通院を指導している。 また、平成20年度から健康管理プログラムを実施しており、令和3年度からは、被保護者健康管理支援事業を実施している。 さらに、平成24年度から社会参加意識の醸成等を図るため、就労体験的ボランティア支援プログラムを実施しており、27年度からは、同プログラムを制度改正した就労準備支援事業を実施するなど、生活保護受給者の自立支援に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	自立支援プログラムの策定と実施体制の構築について	
意 見 の 内 容	本来は、医療機関への受診に際しては市の医療証の発行が必要であり、コントロール可能な制度である。安易な受診態度のある被保護者には、本来の運用を徹底した上で、場合によっては受診を市の指定する機関に特定し、生活習慣を改めなければ入院による健康指導を行う、というような厳正な運用を行っていく必要がある。これにあたっては、ボランティアなどによる社会参加とともに、高松型の生活指導による自立支援として、具体的なプログラム策定と実施体制の構築が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 195	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、病状の改善が求められる者などに対し、病状を確認するための検診命令時に受検先を定めるとともに、必要に応じて定期的な通院を指導している。 また、平成20年度から健康管理プログラムを実施しており、令和3年度からは、被保護者健康管理支援事業を実施している。 さらに、平成24年度から社会参加意識の醸成等を図るため、就労体験的ボランティア支援プログラムを実施しており、27年度からは、同プログラムを制度改正した就労準備支援事業を実施するなど、生活保護受給者の自立支援に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	世帯人数の減少理由が恒久的であるかの判断基準を設け、検討を行うことのルール化について	
意 見 の 内 容	恒久的であるかの判断は、最終的には個別に行われるのであるが、平均在所要年数が長い施設への入所や完治、帰宅が難しい場合など、一定の基準を設け、毎年1回程度の検討を行うことをルール化することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P208	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る世帯人数の減少理由が恒久的なものであるかについては、監査結果報告を受けて以降、施設等への入所者に対して、毎年1回は定期訪問による面談を行い、国の法律の解釈を示している生活保護手帳に基づき検討し、その状況をケース記録票に記載している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	敷金返金の検討と検討記録の保存について	
意 見 の 内 容	敷金の返済については、本来は敷金の全体を収入認定すべきであるが、現在の香川県での不動産業界の慣行から、即時の実施は困難である。しかし、少なくとも、返金されない部分の合理性の検討を行い、それを文書化し、ケース記録に残すほか、業界の慣行の動向にも注意した運用が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P210	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、敷金返金に関する書類の提出を求め、返金金額の正当性を確認した上で、その状況をケース記録票に記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	家賃水準の合理性の検討と検討記録の保存について	
意 見 の 内 容	(略) 同じ物件内で入居している場合については、他の入居に比べた家賃比較を行い、ケース記録に検討したこと、およびその結果を記載し、不当・不法でないことを確認した証拠を残す必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P210	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、家賃額を基本に個々の状況に応じてケース診断会議で審議し、その結果をケース記録票に記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	生活習慣の改善に向けた自立支援策の構築について	
意 見 の 内 容	一時点の分析では即断できない面もあるが、個別ケースからみても日常の生活習慣を改善できず傷病状況を悪化させ、生活保護受給期間が長期化する例も多くみられる。検診受診、健康指導などの取り組みが重要であり、高松型の自立支援の構築が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P215	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月30日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、病状の改善が求められる者などに対し、病状を確認するための検診命令時に受検先を定めるとともに、必要に応じて定期的な通院を指導している。 また、平成20年度から健康管理プログラムを実施しており、令和3年度からは、被保護者健康管理支援事業を実施している。 なお、生活保護受給者の自立支援に当たっては、平成24年度から就労体験的ボランティア支援プログラムも実施しており、27年度からは、同プログラムを改正した就労準備支援事業を実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	地域とともに犯罪の発生状況の分析や市の対応を検討することについて	
意 見 の 内 容	危険な箇所や対象について、犯罪の発生状況を地域とともに分析し、市の行うべき対応について、検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P26	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月25日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年8月に、防犯灯の所有者及び設置者である自治会に向け、香川県警察がホームページ上で公開している犯罪・不審者・交通事故マップ等を活用した防犯灯の設置場所の選定に係る周知を行った。 また、くらし安全安心課においても同ツールを用いて、市内各地域における犯罪の発生状況を把握するとともに、防犯灯の設置・移設等の補助の実施に係る優先度や必要性の確認などに活用している。